



山田こうじです！

2018年9月23日

NO.197

事務所：西院下花田町9-25

電話：222-3728

携帯：090-3970-4701

山田こうじ共産党検索

災害に強いまちづくりを！京都市が台風被災者へ住宅再建等支援制度を新たに適用！

大きな地震、記録的豪雨、強力な台風が相次いでいます。



大阪北部地震・西日本豪雨の傷跡が残るなか、9月4日の午後、台風21号が京都市を直撃しました。台風21号は、最大瞬間風速39.4m/sを記録するなど、戦後最大級の暴風となり、市内でも広範囲にわたる停電や倒木、住宅の損壊や事業所、農林業、文化財にも甚大な被害をもたらしました。

右京区の日本共産党府市会議員団は、台風通過後直ちに、被害状況の把握をすすめ、区役所やま

ち美化事務所、土木事務所などに申し入れを行いました。屋根・壁の被害に対しブルーシートの貸出や、災害ごみの無料での収集、被災調査を行い、罹災証明の速やかな発行や、通行止めとなつてい

る道路の開通を急ぐことなどを求めています。また、京都市に対しては、京都市被災者住宅再建等支援制度」の適用を早急に決定し、活用でき

る被災者支援制度について、わかりやすく市民に広報すること。「農業・林業被害の全容把握を急

ぎ、災害復旧の補助率を高めること、中小企業の相談窓口を設置し、融資にとどまらない支援を求めてきました。

罹災証明が必要です

こうした申し入れを受け、京都市は台風21号

などで被害を受けた住宅に住宅再建支援制度を新たに適用します。

今回適用した災害は今年7月の台風12号、8月の台風20号、9月の台風21号。全壊や一部

損壊等で一時的に居住できなくなったケースが対

西院の「違法民泊」書類送検！

外国人観光客が、夜中に騒いだり、近所のポストを開けたりする、「迷惑行為」があると、町内の方から苦情をお聞きし、京都市に無許可営業を辞めさせるよう、度々求めてきました。

2016年1月から、違法営業を続けていました。京都市は当初は、「営業者と連絡が取れない」「ポストに、違法営業をやめるように書類を投かんした」「営業の実体があかぬ」との事でしたが、その後、事業者と連絡が取れ、指導に従い「営業許可を申請する」と言いながら、違法営業を続けていたということでした。

今回、ようやく、書類送検されホッとしているところですが、今回の事例は氷山の一角にすぎません。



象です。支援金の上限は、基礎支援金（ハウスクリーニング、家具の買い替え等）の5万円を含め、全壊300万円、大規模半壊250万円、半壊150万円、一部損壊、床上浸水50万円です。

申請には罹災証明が必要です。右京区役所2階の「地域力推進室」で受け付けています。被害の状況がわかる写真、被災した住家の図面（ある場合のみ）があれば申請できます。

山田こうじです！

母の思い出⑪

No.191

私の高校時代、田中角栄の「日本列島改造論」が叫ばれ、土地の投機が起り、地価が高騰しました。

松原市にあった、我が家の田圃の片隅を、大阪中央環状線が通り、農地だった土地が、都市計画の変更で用途が変わり、固定資産税が大幅に値上がりすることになったようです。

当時、高校生だった私には、そのような事情は全く知りませんでした。

急に、その土地に家を建て、家族5人が引っ越しをし新しい生活が始まります。

当時高校3年生だった私は、転校することなく、片道約2時間の電車通学することになりました。

ズーッと後で知りましたが、この時の、父のサラリーでは、何十倍にも上がった固定資産税を払う用途は、全くなかったようです。

どんな気持ちで、母は知らない土地に引っ越してきたのだろうか。

たのだろうか。